

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その89)

産前産後休業期間中の保険料免除について(その1)

Q

平成26年4月1日現在、私は産後休業中で4月15日に産後休業が終了するので、引き続き育児休業に入る予定です。
平成26年4月から産前産後休業期間中も厚生年金保険料が免除になると聞きましたが、私の場合対象になるのでしょうか？

A

平成26年4月より、次世代育成支援のため、産前産後休業（産前42日、産後56日）を取得した人にも育児休業同様、厚生年金保険料が被保険者・事業主とも免除されることになりました。
被保険者の申出により事業主が、「産前産後休業取得者申出書」を届け出すことで、厚生年金保険料は納付免除となります。年金計算上は、保険料が納められたものとして、産前休職前の標準報酬で年金額に反映されます。東洋紡の場合、産前休業は56日のため、産前42日になるまでは、保険料を負担していただきます。あなたの場合、4月15日に産後休業が終了し育児休業に入るため、4月分保険料から育児休業による保険料免除になります。産前産後休業期間による保険料免除はありません。

平成26年4月から、産前産後休業期間中の保険料免除がはじまります

保険料免除期間は、将来の被保険者の年金額の計算には、保険料を納めた期間として扱われます。

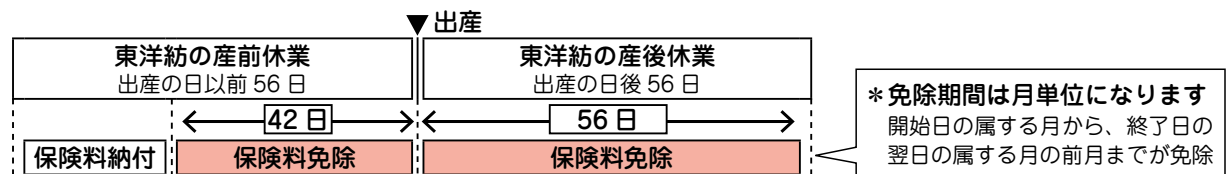
	就業	産前産後休業中	育児休業中	復帰後
施行前	保険料負担	保険料負担	保険料免除	保険料負担
施行後	保険料負担	保険料免除	保険料免除	保険料負担

平成26年4月～ <参考>
厚生年金保険のみならず、健康保険の保険料も免除対象になります。

産前産後休業に対する保険料免除について

産前にあたる出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、産後にあたる出産の日後56日までの間で、妊娠または出産に関する事由を理由として労務に従事しない期間が保険料免除となります。

東洋紡の場合 東洋紡では、産前休業は出産の日以前56日（多胎妊娠の場合は98日）となっていますが、保険料免除に関しては出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）での適用になります。



手続きについて

被保険者の申出により事業主が「産前産後休業取得者申出書」を日本年金機構へ届け出します。

平成26年4月1日時点で、産前産後休業中の人

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる被保険者が免除の対象となります。（平成26年4月分以降の保険料から）

<例題の場合> 産後休業終了日が4月15日のため、産前産後による保険料免除とはなりません。
ただし、そのまま育児休業に入るため、育児休業による保険料免除の対象となります。

